

# 業務指示書

## ボリビア国オキナワ道路整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月25日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年6月30日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

(は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/道路計画（排水計画））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画、排水計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ボリビア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路設計・橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：道路設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年7月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
「第3 業務実施上の条件」の「5. 現地再委託」にかかる経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(BOB1 = 15.019 円, US\$1 = 101.68 円, EUR1 = 138.32 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/道路計画(排水計画)  
、道路設計・橋梁設計

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.30 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年7月25日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ボリビア国オキナワ道路整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/道路計画（排水計画）	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路設計・橋梁設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

内陸国で交通手段の限られるボリビアにおいて、道路は輸出入貨物の約7割を担う輸送手段として重要な役割を担っている。しかしながら、起伏に富んだ地形や厳しい自然条件により、道路舗装率は8.5%（世銀、2010年）に留まっており、中南米地域内平均23.3%を大きく下回っている。特に県道は2.4%の舗装率に留まっており（ボリビア道路管理局（Administradora Boliviana de Carreteras：以下ABC）、2010年）、雨期にワダチ掘れや冠水による通行止めが発生する等、同国の地域発展・統合や物流の妨げとなっている。

本プロジェクトの対象であるサンタクルス県の日系移住地オキナワ第一～第三を結ぶ県道は、移住地間及び移住地と都市部を繋いでおり、日系人を含む移住地住民の生活を支えている。また同移住地は農業が主産業で、同移住地を含むサンタクルス県の農業生産高は全国の約50%を占めている。小麦や大豆等農産物の生産拠点で出荷の時期には多くのトラックが出入りしており、経済面においても右道路は重要な役割を果たしている。しかしながら、既存道路が未舗装であるため、雨期になると激しいワダチ掘れや冠水が生じ、車両事故や通行止めを引き起こしており、同県道の整備は喫緊の課題となっている。

かかる状況の中、ボリビア政府は、我が国に対してオキナワ道路の整備に係る無償資金協力の要請（約30億円）を行った。

本業務はかかる要請を受け、我が国無償資金協力としての必要性及び妥当性を検討するとともに、最適な協力内容の絞り込み、概略設計、概略事業費の積算を実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト目標：

オキナワ道路（第一～第三移住地）において、年間を通じて円滑で安全な交通が確保される。

#### (2) プロジェクトの成果：

オキナワ道路（第一～第三移住地）が整備される（舗装、排水施設、橋梁を含む）。

#### (3) プロジェクトの概要：

オキナワ道路（第一～第三移住地）間の道路舗装（約35km、2車線）、橋梁架け替え（20～30m、1橋）、排水施設

#### (4) 対象地域（サイト）：

サンタクルス県オキナワ市（日系移住地オキナワ第一～第三）

(5) 関係官庁・機関：

実施機関：サンタクルス県道路公社 (Servicio Departamental de Caminos, Department of Santa Cruz: 以下 SEDCAM)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナーの援助活動

1) 我が国の援助活動

- ・「サンタクルス北西部地方道路整備計画」(無償資金協力、2000)
- ・「道路防災及び橋梁維持管理キャパシティディベロップメントプロジェクト」(技術協力、2009年～2012年)
- ・「道路管理」(専門家派遣、2009年～2011年)
- ・「国道7号線道路防災対策計画」(無償資金協力、2014)

2) 他ドナー等の援助活動

- ・韓国：バネガス橋(国道10号線上)整備(計画中)
- ・サンタクルス県道路公社：サンタクルスーオキナワⅢ県道整備(計画中)
- ・ポリビア道路公社：オキナワートロンコス国道整備(計画中)

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適なプロジェクト内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うと共に、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ポリビア政府から要請のあった「オキナワ道路整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがポリビア側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報をもとに作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポ

ーザルに記載して提案すること。

## (2) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査を乾期と雨期で1回ずつ、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を1回、合計3回の現地調査を予定している。特に雨期における道路のワダチ掘れ、冠水が通行止めや交通事故等の問題を引き起こしていることから、雨期における道路状況、周辺環境への影響を確認するため、現地調査を乾期・雨期と2回に分けて実施する。第1回、第3回の現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

## (3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

### 1) 現地調査帰国時(2014年9月上旬、11月下旬を想定)

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これをもとに、プロジェクト対象内容及び基本的な計画・設計の方向性を協議、決定する。

### 2) 設計・積算方針決定時(2014年11月下旬を想定)

現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計されるプロジェクト内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を協議・決定する。

### 3) 報告書案説明調査派遣前(2015年3月上旬を想定)

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

## (4) 既存資料の活用と過去の案件の確認

要請されている道路整備の必要性・妥当性の検証等を行うに当たり、「ポリビア国道セクターにおける本邦技術適用ニーズに係る情報収集・確認調査」の報告書等既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。また「サンタクルス北西部地方道路整備計画」等、我が国及び他ドナーにより実施された既往の道路建設計画の経緯、進捗状況およびプロジェクトから得られた教訓等を確認し、事業計画に反映する。

## (5) 事業効果の影響を与えうる関連プロジェクトの確認

実施が予定されているSEDCAMによるサンタクルス市～オキナワ第三移住地間

の道路舗装及び ABC によるオキナワ第一移住地～トロンコス間の道路整備（韓国が協力予定のリオグランデ架橋含む）は本プロジェクトを補完するものである。これらは本プロジェクトで整備される道路の事業効果に影響を与えるものであることに加え、本プロジェクトとともに地域の基幹道路としての全体計画を構成するものであるため、事業計画の策定に当たり、全体計画での本プロジェクトの位置付けや仕様等のすり合わせも含めて、関連プロジェクトの進捗等詳細を確認する。

#### （6）環境社会配慮

本プロジェクトは国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）（以下「JICA 環境ガイドライン」）で定める道路・橋梁セクターのうち大規模な改修・整備には該当せず、環境への望ましくない影響は重大でない想定され、環境カテゴリ B に分類される。JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からの代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリングの計画案の作成を行う。基本的には、既存道路の舗装が中心となるため、住民移転等は発生せず、用地取得が必要な場合にもその規模は限定的と考えられているが、本業務において詳細を確認し、プロジェクト実施には住民移転又は用地取得が避けられないことが明らかになった場合には、別途、（簡易）住民移転計画案の作成業務を追加変更する。また、社会状況の把握として、対象道路沿線の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理するとともに、現地の先住民等による土地回復要求運動が本プロジェクトに影響を与える可能性について確認する。

なお、第 1 回現地調査において、環境や社会への影響を確認した結果、カテゴリ分類が変更となる可能性がある。

#### （7）維持管理計画の確認

ボリビアにおける道路は国道、県道、市町村道に分類され、国道は ABC、県道は各県の SEDCAM がそれぞれの建設・維持管理を担当している。また県道が舗装化された場合には、ABC が管理する国道へ格上げするシステムがあり、オキナワ道路においても本プロジェクトでの舗装後に県道から国道への格上げが予想されている。本プロジェクト後の道路の維持管理について実施体制・方法を確認する。

#### （8）ジェンダー主流化促進

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うこととする。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（「ポリビア国道路セクターにおける本邦技術適用ニーズに係る情報収集・確認調査」報告書等）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) ポリビアにおける道路整備事業に係る上位計画（国家開発計画等）や「ポリビア国道路セクターにおける本邦技術適用ニーズに係る情報収集・確認調査」の報告書等を確認し、上位計画における本プロジェクトの位置付け及び整合性を確認する。
- 2) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本プロジェクトに関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、プロジェクト内容を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である SEDCAM 及び国道を管理する ABC の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関としての能力を確認する。また、過去にポリビア国内において無償資金協力で建設した道路・橋梁の維持管理状況等を確認する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

1) 関連インフラの整備状況の確認

対象サイトにおける道路、電気、水道等の整備状況、用地確保等、プロジェクトの実施に影響を与える可能性のあるインフラの整備状況を確認する。

2) 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認める。

- ア) 地形調査
- イ) 地質調査
- ウ) 地盤調査
- エ) 水文調査
- オ) 気象調査

特に、雨期になると道路のワダチ掘れや冠水が生じ、通行止めや交通事故等大きな問題を引き起こしていることから、乾期に加え、雨期についても路面状況等の自然条件調査を行う。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については別添 2 を参照し、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

#### (6) 環境社会配慮にかかる調査

JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

- 1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認（オキナワ道路沿線の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料の収集・整理含む）
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - イ) JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離及びその解消方法
  - ウ) 関係機関の役割
- 3) スコーピング（プロジェクトを実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

また、工事中の周辺環境への影響、及びポリビア国内での必要な手続きを確認する。特に橋梁工事中に迂回路を検討する場合、迂回路の交通量増加に伴う影響（歩行者への影響、騒音、振動等）についても本業務にて確認する。なお、第 1 回現地調査において、環境や社会への影響を確認した結果、カテゴリ分類が変更となる可能性がある。

- (7) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連プロジェクトの動向、道路整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

サンタクルス市～オキナワ第三移住地間の道路舗装及びオキナワ第一移住地～トロンコス間の道路整備は、本プロジェクトで整備される道路の事業効果発現に影響を与えるものであることに加え、本プロジェクトとともに地域の基幹道路としての全体計画を構成するものであるため、事業計画の策定に当たり、全体計画での本プロジェクトの位置付けや仕様のすり合わせも含めて、関連プロジェクトの進捗状況等、詳細を確認する。

また道路の舗装構成を検討するに当たり、上記関連プロジェクトや交通条件、自然条件、及び土地利用条件の類似したプロジェクトに採用されている舗装設計法や舗装構造の資料を入手する。カウンターパート機関等の類似プロジェクト担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

- (8) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通調査は「ボリビア国道路セクターにおける本邦技術適用ニーズに係る情報収集・確認調査」において2013年9月に実施済みであるが、結果をレビューした上で、必要に応じて追加の交通調査（再委託可）を実施し、完工時の将来交通量を推計する。

- (9) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象プロジェクトの計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。重量車両の通行の増加が予測されるとともに、排水施設等現状の課題を配慮した上で道路・橋梁の設計を行う。

- 2) 基本計画（道路・橋梁の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計されるプロジェクト内容の基本計画を検討する。

なお、道路舗装・橋梁・排水施設を含む道路計画に関して、「ボリビア国道路セクターにおける本邦技術適用ニーズに係る情報収集・確認調

査」での提案を参考としつつ、自然条件調査等を元に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工管理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。また施工中及び供用後運用時の双方の段階で交通事故等安全対策に十分配慮する。

(10) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）並びに無償資金協力としてプロジェクトを実施する際のポリビア政府の免税措置を整理する。

(11) 維持管理計画の検討

対象施設の維持管理計画について、将来交通量の推計を踏まえ、重量制限等の規制や定期的な巡回等、適切な維持管理体制・方法を検討する。

なお、上記の通り、本プロジェクト後にオキナワ道路は国道への格上げが予想されており、現時点で維持管理を担当する組織が SEDCAM か ABC となるか未定のため、プロジェクト後の維持管理計画について SEDCAM のみならず、必要に応じて ABC とも十分な協議・検討が必要である。

(12) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、

コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### (13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### (14) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee：DAC）の評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する（評価対象プロジェクト3年目に事後評価を実施するとともに10年後（及び必要に応じ5年後）に計画の活用状況について調査予定である）。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①同区間の通行止め回数の減少、②同区間の走行時間の短縮等が想定として考えられるが、詳細については本業務で検討する。

#### (15) 詳細設計に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

#### (16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

#### (17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をポリピア関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### (18) 準備調査報告書等の作成

ポリピア関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

### 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6) から (9) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 業務計画書          | : 和文 3 部  |
| (2) インセプション・レポート   | : 和文 10 部<br>: 西文 10 部                              |
| (3) 第一次現地調査結果概要    | : 和文 10 部   |
| (4) 第二次現地調査結果概要    | : 和文 10 部   |
| (5) 準備調査報告書（案）     | : 和文 10 部<br>: 西文 10 部                              |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部<br>(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)             |
| (7) 概要資料           | : 和文 1 部及び CD-R1 枚<br>(※完成予想図を含む。)                  |
| (8) 準備調査報告書        | : 和文（製本版）8 部及び CD-R1 枚<br>(※完成予想図を含む。)              |
|                    | : 西文（製本版）16 部及び CD-R3 枚<br>: 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R1 枚 |
| (9) デジタル画像集        | : CD-R2 枚（デジタル画像 40 枚程度）                            |

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」を参照することとする。
- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務行程計画（案）

2014年8月上旬より第1回現地調査（乾期）、同年11月中旬に第2回現地調査（雨期）を行い、2015年3月上旬に第3回現地調査（概要説明）を実施することを想定する。2015年3月中旬までに概要資料、2015年5月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

	2014年						2015年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
事前準備	□										
現地調査①(乾期)	■										
国内作業①		□									
現地調査②(雨期)				■							
国内作業②					□						
協力準備調査報告書案								▲			
概略設計案説明								■			
概要資料								▲			
報告書提出	▲ IG/R									▲ F/R	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

約 14.8M/M（通訳除く）

##### (2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／道路計画（排水計画）（2号）
- 2) 道路設計・橋梁設計（3号）
- 3) 施工計画・積算
- 4) 自然条件調査（地形・地質・地盤）
- 5) 自然条件調査（水文・気象）
- 6) 環境社会配慮

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

##### (3) 通訳

本業務には通訳（西語）の配置を認める。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

### 3. 配布資料及び貸与資料

#### (1) 配布資料

- ・カテゴリ B 案件報告書執務要領
- ・ボリビア国道路セクターにおける本邦技術適用ニーズに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

#### (2) 貸与資料

以下の資料を JICA 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課 (TEL:03-5226-8104) にて貸与します。

- ・無償資金協力要請書

#### (3) その他関連資料

以下のプロジェクト等に係る報告書、関連情報が JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ナレッジサイト ([http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)) にて閲覧可能。

- ・「サンタクルス北西部地方道路整備計画」(無償資金協力、2000)
- ・「道路防災及び橋梁維持管理キャパシティディベロップメントプロジェクト」(技術協力、2009年～2012年)
- ・「道路管理」(専門家派遣、2009年～2011年)
- ・「国道7号線道路防災対策計画」(無償資金協力、2014) 等

### 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

#### (1) 第1回現地調査 (乾期)

- 1) 団員構成：総括  
計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて調査方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### (2) 第3回現地調査 (概要説明)

- 1) 団員構成：総括  
計画管理
- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：

準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### 5. 現地再委託

- (1) 現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経

験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積もりとする。

- 1) 地形調査
- 2) 地質調査及び地盤調査
- 3) 水文調査及び気象調査

- (2) 現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、ポリビア国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトの実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 業務用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積りに含めること。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAポリビア事務所、在ポリビア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。

以上

# 案件対象位置図

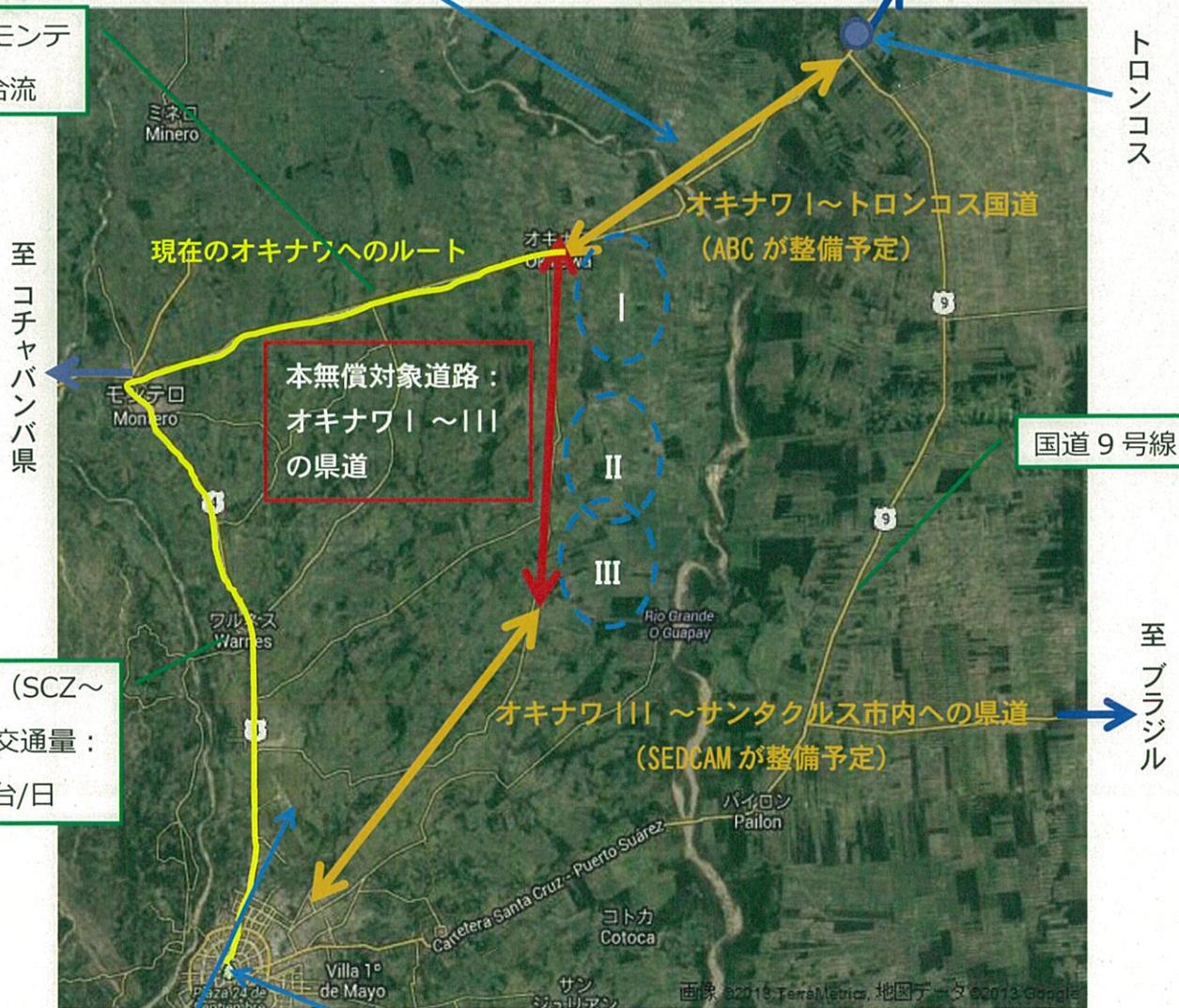


## サンタクルス県



韓国が協力予定の橋

国道10号線:モンテロ口で4号線に合流



ビルビル国際空港

サンタクルス市中心市街

ポリビア国オキナワ道路整備計画準備調査にかかる  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、無償資金協力の実施設計に必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務にて追加の自然条件調査の実施が必要と判明したが、本業務での実施が困難な場合等は、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計にて必要な追加調査を計画することは差し支えない。

2. 調査項目

(1) 地形調査

調査目的：道路・橋梁計画に係る土工量の算定に必要な情報を把握する。

調査内容：【道路】路線/水準測量、縦断測量、横断測量等

【橋梁】平板測量、縦断測量、横断測量等

成果品：縦断図、横断図、平面図等

(2) 地質調査及び地盤調査

調査目的：道路・橋梁計画に係る設計及び施工に必要な情報を把握する。

調査内容：【道路】地表踏査、CBR 試験、試掘調査等

【橋梁】地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、土質試験等

成果品：調査報告書等

(3) 水文調査

調査目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な水理・水文状況を把握

する。

調査内容：河川水位、流量、流速、河道調査、洪水履歴等

成果品：観測記録、分析結果等

#### (4) 気象調査

調査目的：対象プロジェクトの計画、設計及び施工計画に必要な気象条件を把握する。

調査内容：天候、気温、風向、風速、降水量、年間降雨パターン、災害履歴等

成果品：調査報告書等

以上